**平成２３年（フ）第２１９号**
大阪府松原市天美我堂１丁目202番地の５708号
債務者　中西　勝代（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第２３６号**
大阪府河内長野市加賀田3684番地の56
債務者　西村　友恵
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第２６０号**
大阪府河内長野市美加の台１丁目39番１―616号、住民票上の住所大阪府河内長野市加賀田183番地
債務者　笠脇　恭子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第２８２号**
大阪府南河内郡太子町大字山田2654番地の１
債務者　松葉　栄次
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第２９３号**
大阪府松原市天美南４丁目８番30―307号、前住所大阪府松原市河合２丁目438番地の４805号
債務者　番匠　宏行
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第３０７号**
堺市南区宮山台１丁６番４―301号
債務者　日南小枝子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第３２２号**
堺市美原区阿弥487番地１
債務者　北浦　砂子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第３２６号**
堺市西区神野町２丁19番４号
債務者　石田まち代
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１９９号**
大阪府岸和田市箕土路町２丁目６番16―301号
債務者　前田　良一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２０１号**
大阪府泉南市新家3452番地の１
債務者　小川美奈子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２１１号**
大阪府和泉市伯太町４丁目２番36号
債務者　濵口　洋平
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２１２号**
大阪府和泉市伯太町４丁目３番５号
債務者　濵口みゆき
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２２０号**
大阪府和泉市阪本町348番地
債務者　横田　光洋
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２２２号**
大阪府貝塚市二色２丁目５番５―115号、前住所大阪府岸和田市藤井町１丁目17番31号
債務者　網永　謙次
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２２３号**
大阪府和泉市府中町８丁目２番27―101号
債務者　安田　　道
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２２９号**
大阪府岸和田市三田町304番地の３
債務者　家垣装飾こと　家垣　悦明
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２３０号**
大阪府貝塚市二色１丁目１番51号
債務者　古川メリースージ
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２３４号**
大阪府岸和田市八阪町３丁目４番２―102号
債務者　鍛原　哉美（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係